（商店街活性化事業関連保証に係る保険料率）

**第二条**　法第八条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあっては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、法の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

（法人税法施行令の一部改正）

**第二条**　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号ハ中「及び第四号」を「、第四号及び第十二号」に改める。

（中小企業政策審議会令の一部改正）

**第三条**　中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項第二号中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項」に改める。

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

---

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月三十一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

**政令第百九十七号**

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項」に改める。

**附　則**

この政令は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

# 省　令

**○総務省令第八十一号**

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**○財務省令第五十六号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九香椎の項中「香椎照葉一丁目から香椎照葉五丁目まで」の下に「、みなと香椎一丁目からみなと香椎三丁目まで、香椎浜ふ頭一丁目から香椎浜ふ頭四丁目まで」を加える。

**附　則**

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

**○財務省・経済産業省令第五号**

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月三十一日

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改める。

**附　則**

この省令は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

# 規　則

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年七月三十一日

人事院総裁　谷　公士

**人事院規則一〇―一二―一一**

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

**附　則**

この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。

# 告　示

**○公正取引委員会告示第十号**

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条第一項の規定に基づき、トマト加工品の表示に関する公正競争規約（昭和五十一年公正取引委員会告示第十四号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦